



12月は「国民健康保険料 口座振替加入推進月間」です

○国民健康保険料の納付には、口座振替をご利用ください

大阪市の国民健康保険料の納付については、口座振替を基本とした取扱いにご協力をいただいています。

一度手続きを行えば、あなたの指定する口座から自動的に保険料が引き落とされますので、納め忘れもありません。

便利な口座振替・自動払込をぜひご利用ください。

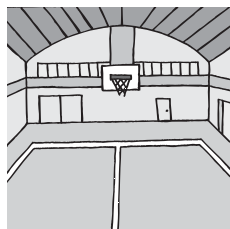
○国民健康保険料は納期内に納めてください

特別な事情もなく保険料の滞納が続きますと、保険証を返還していただき、医療費を一旦全額支払っていただく資格証明書が交付されます。また、資力がありながら滞納が続きますと、法律の定めにより、財産等の差押えを行う場合がありますのでご注意ください。

問合せ 保険年金担当(管理) 2階 29番
☎6647-9946 ☎6633-8270

大阪府立高等学校の 体育施設を使用できます

大阪府立高等学校では、体育施設を学校教育に支障のない範囲で市民の皆さんに開放しています。大阪市内にある大阪府立高等学校の体育施設を使う際には、事前にチーム登録が必要ですので下記まで問合せください。



登録締切 平成 22 年 1 月 12 日(火) 必着

問合せ ゆとりとみどり振興局スポーツ部
生涯スポーツ担当
☎6615-0915 ☎6615-0929

ねずみの防除は冬季が最適です！

感染症や食中毒の原因となる菌をばらまくねずみを一扫し、健康で快適な生活環境づくりに努めましょう。

問合せ 保健福祉担当(保健) 3階 34番
☎6647-9973 ☎6644-1937

同報無線発信訓練を行います

同報無線による災害情報の試験放送を行います。同報無線は、区内9小学校・区役所・浪速公園に設置した屋外スピーカーから、重要な災害情報を直接区民の皆さんにお知らせするシステムです。

とき 平成 22 年 1 月 15 日(金)
午前 9 時 50 分～ 52 分

問合せ 区企画担当(企画振興) 6階 61番
☎6647-9734 ☎6633-8270

《なんば市税事務所からのお知らせ》

—市税に関することは市税事務所へ
お問合せください—

浪速区湊町 1-4-1 OCAT(オーキャット)ビル 5階 ☎4397-2948 ☎4397-2905

なお、税証明書の発行、納付書の再発行は、引き続き区役所でも行っています。

○市税の納期限のお知らせ

固定資産税・都市計画税(第3期分)の納期限は、12月25日(金)までです。

市税へのご理解と納期内の納付をお願いします。市税の納付には口座振替・自動払込が便利です。ぜひご利用ください。

問合せ 固定資産税について

なんば市税事務所固定資産税担当
☎4397-2957(土地)
☎4397-2958(家屋)
☎4397-2959(償却資産)
☎4397-2905

口座振替・自動払込について

船場法人市税事務所収納管理担当
☎4705-2931 ☎4705-2905

○個人市・府民税の住宅ローン控除制度が変わります

平成 11 年から 18 年末まで及び平成 21 年から 25 年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除の適用を受ける方で、所得税から引ききれない額がある方の本市への申告が原則不要になります。

なお、所得税の住宅ローン控除の手続きについては、税務署にお問い合わせください。
※給与所得者の方が、個人市・府民税について住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年1月頃にお勤め先から配付される源泉徴収票の「(摘要)」欄に「住宅借入金等特別控除可能額」と「居住開始年月日」が記載され

ている必要があります。記載がない場合は、お勤め先にお問い合わせをお願いします。

問合せ なんば市税事務所個人市民税担当
☎4397-2953 ☎4397-2905

○償却資産申告書を送付します

土地と家屋以外の事業のために用いることができる資産をお持ちの方に償却資産申告書または償却資産の申告をお知らせするハガキを送付します。12月中に申告書等が届かない場合は下記にお問い合わせください。

問合せ なんば市税事務所固定資産税(償却資産)担当
☎4397-2959 ☎4397-2905

○12月は市税の滞納整理強化月間です

12月を市税の滞納整理強化月間として、平日夜間の電話による納税催告、自宅への訪問、実地調査などの滞納整理を実施します。財産がありながら納税に応じただけでない場合には、税の公平性の観点から法令にもとづき、給与・預金・生命保険等の債権、自動車などの動産、または土地・家屋等の不動産などの財産を差し押さえ、滞納処分を行う取り組みを強めます。

なお、市税事務所の職員が訪問する際には、顔写真付きの「徴税吏員証」を携帯しております。ご不審な点があるときは、下記担当までお問い合わせください。

問合せ なんば市税事務所納税担当
☎4397-2949 ☎4397-2905

住宅手当緊急特別措置事業について

離職者であって、就労能力・常用就職の意欲がある方のうち、住宅を失った方または失うおそれのある方が安心して就職活動できるよう6ヶ月を限度に住宅手当を支給(貸主の口座に直接振込)します。

単身世帯の支給額は月額4万2,000円以内。2~6人の世帯は月額5万4,000円以内。7人以上の世帯は月額6万4,000円以内。(共益費等を含まない家賃の実費分のみ)

申請時には、右の①~⑦のいずれにも該当する方が対象となります。

※住宅手当受給中に常用就職にむけて就職活動をしていただく必要があります。

- ・少なくとも毎月1回以上、公共職業安定所へ出向いての職業相談
- ・毎月2回以上、区役所の住宅手当業務担当者による面接等の支援を受けていただく必要があります。

問合せ・受付 保健福祉センター生活支援担当
住宅手当担当(5階53番窓口)
☎6647-9805
☎6633-8272

- ①2年以内に離職した方(自営業を含む)
- ②離職前に、自らの労働により賃金を得て主として世帯の生計を維持していた方
- ③就労能力及び常用就職意欲があり、公共職業安定所への求職申込みを行う方
- ④住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方(喪失するおそれのある方は、下記の⑤及び⑥の要件に該当し、賃貸住宅等に入居している方)
- ⑤原則として収入のない方。ただし、臨時的な収入や一時的な収入がある場合又は生計を一同とする同居の親族の収入の合計が次の金額以下であること
〔単身世帯：84,000円/月〕
〔複数世帯：172,000円/月〕
- ⑥生計を一同とする同居の親族を含めた預貯金の合計が次の金額以下であること
〔単身世帯：50万円〕
〔複数世帯：100万円〕
- ⑦国の住宅喪失離職者等に対する雇用施策による貸付又は給付、生活保護、新婚世帯向け家賃補助などの給付を受けていない方